

香川県高等学校専攻科修学支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 香川県高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 専攻科支援金は、県立高等学校専攻科に在学するものに対し、その授業料の支援をすることにより、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において、支給する。

(支給要件)

第3条 専攻科支援金は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者。
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるものとして、以下の算式により算出された額（以下「算定基準額」という。）（生計維持者が2名の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額。）が以下の区分に該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 生計維持者の算定基準額の合算額が100円未満である者

区分2 生計維持者の算定基準額の合算額が100円以上51,300円未満である者

※地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算定基準額は0円とする。

※令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下の通り。

【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－12万円）×6%－調整控除の額

(支給額及び支給期間)

第4条 専攻科支援金は、月を単位として支給するものとし、授業料等の月額に相当する次の額を支給する。

- (1) 生計維持者の算定基準額の合算額が100円未満である者 9,900円

(2) 生計維持者の算定基準額の合算額が100円以上51,300円未満である者 4,950円

2 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。

(受給資格の認定申請)

第5条 専攻科支援金の支給を申請する生徒（以下「申請者」という。）は、「専攻科支援金受給資格認定申請書」（以下「申請書」という。）（様式1）及び生計維持者の課税証明書等（課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を明らかにすることのできる市町村の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）（以下申請書及び課税証明書等を「申請書等」という。）を、在学する学校の校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、提出された認定申請書に所要の事項を記載するとともに、受給資格認定申請者一覧を作成し、教育長が指定する期日までに教育長に提出しなければならない。

(受給資格認定の決定)

第6条 教育長は、学校長から前条の規定による受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、必要な事項を審査の上、専攻科支援金の支給の適否を決定し、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(支給の決定の取消し)

第7条 教育長は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、専攻科支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。以下同じ。）の処分を受けた者
- (2) 一の年度における習得単位数が学校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
- (4) 専攻科支援金の支給を辞退しようとするとき
- (5) 生計維持者が第3条第4号に掲げる要件を欠くに至ったと認められるとき

2 教育長は、前項の規定により専攻科修学支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、受給者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(支給月)

第8条 専攻科支援金の支給は、受給資格の認定申請のあった月（申請のあった月の初日に在学していないときは、申請のあった月の翌月）から始まり、受給事由の消滅した月に終了する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

- (1) 退学・停学の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における習得単位数が学校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者 翌年度の四月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(支給方法)

第9条 専攻科支援金の支給は、受給権者の授業料に係る債務の弁済に充てるものとする。

(支給の停止等)

第10条 受給権者は、休学しようとするときは、専攻科支援金支給停止申出書を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、必要な事項を審査の上、専攻科支援金の支給の停止を決定し、当該申出書の提出を行った者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受給権者が休学したことが判明したときは、教育長は、専攻科支援金の支給を停止することができる。
- 4 前2項の規定により専攻科支援金の支給が停止されている者は、復学することにより専攻科支援金の支給の再開を希望するときは、専攻科支援金支給再開申出書を教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、必要な事項を審査の上、専攻科支援金の支給の再開の適否を決定し、当該申出書の提出を行った者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(届出)

第11条 受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

- (1) 専攻科支援金の支給を辞退しようとするとき。
- (2) 生計維持者の氏名、住所又は収入の状況の変更があったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、第3条第4号、第4条第1項各号、第5条第1項、第7条第1項第5号及び第11条第2号中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。